

一般社団法人日本官能評価学会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本官能評価学会（以下、「この法人」という。）の定款第12条及び第25条の規程に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という）第89条で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員職務執行の対価として、報酬を支給することができるが、当分の間、無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2017年9月1日より施行する。